

医療法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(病院の施設の基準)</p> <p>第7条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、療養病床を有する病院にあつては次に掲げる施設と、その他の病院にあつては第1号の施設とし、その構造設備は、規則で定める。</p> <p>(1) 消毒施設及び洗濯施設（<u>法第15条の2</u>の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）</p> <p>(2)～(4) ー略ー</p>	<p>(病院の施設の基準)</p> <p>第7条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、療養病床を有する病院にあつては次に掲げる施設と、その他の病院にあつては第1号の施設とし、その構造設備は、規則で定める。</p> <p>(1) 消毒施設及び洗濯施設（<u>法第15条の3第2項</u>の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）</p> <p>(2)～(4) ー略ー</p>